

# 自己資本の充実の状況等

## 1. 自己資本の構成に関する事項

### 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、過去の利益の積み上げによるもの以外は、ほとんどが地域のお客様による出資金が該当します。

### 単体自己資本比率

(単位:百万円)

項目	平成29年度	経過措置による 不算入額	平成30年度
コア資本に係る基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	14,143		14,589
うち、出資金及び資本剰余金の額	788		787
うち、利益剰余金の額	13,386		13,833
うち、外部流出予定額 (△)	31		31
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	111		89
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	111		89
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	14,255		14,679
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	34	8	35
うち、のれんに係るものの額	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	34	8	35
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	34		35
自己資本			
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	14,220		14,643
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額	143,517		148,578
資産(オン・バランス)項目	143,002		148,280
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△2,736		△1,425
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	8		—
うち、繰延税金資産	—		—
うち、前払年金費用	—		—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△2,745		△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
オフ・バランス取引等項目	496		298
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	16		—
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	1		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,037		8,965
信用リスク・アセット調整額	—		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	152,554		157,544
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.32%		9.29%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## 自己資本の充実度に関する事項

### 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の自己資本比率は、信用金庫の基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性は十分に保っていると評価しております。なお、自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による積み上げを第一義的なものとしております。

(単位:百万円)

	平成29年度		平成30年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	143,517	5,740	148,578	5,943
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	146,104	5,844	141,035	5,641
ソブリン向け	872	34	315	12
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	24,603	984	25,887	1,035
法人等向け	15,250	610	15,662	626
中小企業等・個人向け	42,680	1,707	41,655	1,666
抵当権付住宅ローン	20,123	804	20,705	828
不動産取得等事業向け	20,910	836	22,322	892
3か月以上延滞等	638	25	601	24
信用保証協会等による保証付	755	30	783	31
その他	20,269	810	13,100	524
② 証券化エクスポージャー	17	0	336	13
証券化(オリジネーター)	—	—	—	—
証券化(投資家)	—	—	336	13
③ -1 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
③ -2 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	8,631	345
ルック・スルー方式	—	—	8,631	345
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	8	0	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 2,745	△ 109	△ 1,425	△ 57
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	16	0	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	1	0	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,037	361	8,965	358
ハ.単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	152,554	6,102	157,544	6,301

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%  
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。  
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体のことです。  
4. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
5. 「その他」とは、上記エクスポージャー項目に該当しないものすべてであり、取立未済手形、出資等が含まれます。  
6. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。  
7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

〈オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法〉  

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

## 2.信用リスクに関する事項

### (1)リスク管理の方針及び手続きの概要

リスク管理の方針については、P.19に記載しております。

当金庫では、信用リスクの評価について、厳格な自己査定を実施するとともに、主に大口与信先を対象とした信用リスクの計量化を図っております。また、貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「資産の償却・引当金の計上に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

# 自己資本の充実の状況等

## (2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下のとおりです。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
  - ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
  - ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
  - ・S&Pグローバル・レーティング
- なお、このほかにカントリー・リスク・スコアを使用します。

カントリー・リスク・スコア及び適格格付機関を使用するエクスポージャーは、以下のとおりです。

- ・中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー
- ・我が国の地方公共団体向けエクスポージャー
- ・外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー
- ・地方公共団体金融機構向けエクスポージャー
- ・我が国の政府関係機関向けエクスポージャー
- ・金融機関及び第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー
- ・地方三公社向けエクスポージャー

適格格付機関を使用するエクスポージャーは、以下のとおりです。

- ・国際開発銀行向けエクスポージャー
- ・法人等向けエクスポージャー

## 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(業種別及び残存期間別)

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引		3か月以上延滞 エクスポージャー	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
製造業	9,043	8,496	7,559	7,368	1,100	800	—	—	171	159
農業、林業	24	29	24	29	—	—	—	—	—	—
建設業	7,992	8,629	7,992	8,629	—	—	—	—	157	80
電気・ガス・熱供給・水道業	2,267	1,467	—	—	2,204	1,402	—	—	—	—
情報通信業	460	635	280	254	101	101	—	—	—	—
運輸業、郵便業	27,496	23,247	1,476	1,528	25,965	21,692	—	—	64	64
卸売業、小売業	4,846	4,852	4,831	4,842	—	—	—	—	63	41
金融業、保険業	174,177	191,002	8,341	9,647	33,560	24,967	—	—	—	—
不動産業	60,850	63,996	60,150	63,696	699	299	—	—	258	262
物品賃貸業	107	173	8	173	99	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	549	577	549	577	—	—	—	—	18	18
宿泊業	116	111	116	111	—	—	—	—	112	111
飲食業	1,516	1,612	1,516	1,612	—	—	—	—	26	26
生活関連サービス業、娯楽業	1,628	1,607	1,614	1,607	—	—	—	—	50	16
教育、学習支援業	508	308	308	308	200	—	—	—	—	—
医療、福祉	4,849	5,179	4,849	5,179	—	—	—	—	4	32
その他のサービス	2,826	2,367	2,407	2,267	412	100	—	—	—	—
国・地方公共団体等	79,203	77,816	8,285	19,696	70,918	58,119	—	—	—	—
個人	75,783	74,927	75,783	74,927	—	—	—	—	308	275
その他	30,229	8,293	12,293	143	—	—	74	—	0	—
業種別合計	484,486	475,338	198,395	202,607	135,262	107,483	74	—	1,237	1,087
1年以下	133,693	131,157	29,284	30,866	19,095	16,769	—	—	—	—
1年超3年以下	99,227	118,317	26,195	25,762	31,236	24,368	—	—	—	—
3年超5年以下	47,273	50,062	21,350	21,856	25,273	28,179	—	—	—	—
5年超7年以下	41,311	29,404	17,097	17,710	23,631	11,670	—	—	—	—
7年超10年以下	43,047	36,011	21,643	22,560	13,620	9,940	—	—	—	—
10年超	85,572	82,212	63,168	65,657	22,403	16,555	—	—	—	—
期間の定めのないもの	34,066	28,172	19,434	18,192	—	—	—	—	—	—
その他	295	—	220	—	—	—	74	—	—	—
残存期間別合計	484,486	475,338	198,395	202,607	135,262	107,483	74	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大部分に準じて記載しております。

6. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

## 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P.38をご参照ください。

## 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	平成29年度				平成30年度			
	個別貸倒引当金			貸出金償却	個別貸倒引当金			貸出金償却
	期首残高	当期増減額	期末残高		期首残高	当期増減額	期末残高	
製造業	573	△ 4	569	0	569	△ 58	510	25
建設業	159	△ 4	154	1	154	△ 97	57	1
運輸業、郵便業	65	0	64	—	64	0	64	—
卸売業、小売業	22	15	38	—	38	△ 25	13	—
不動産業	239	△ 96	143	—	143	36	180	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	116	△ 1	114	—	114	△ 2	112	—
飲食業	81	5	86	2	86	0	85	—
生活関連サービス業、娯楽業	45	△ 6	39	—	39	△ 3	36	—
医療、福祉	13	4	17	—	17	△ 1	16	—
その他のサービス	65	△ 3	62	—	62	0	61	—
個人	132	△ 17	115	—	115	△ 17	97	—
その他	1	—	1	—	1	—	1	—
業種別合計	1,515	△ 108	1,406	4	1,406	△ 170	1,236	27

- (注) 1. 上記の「その他」は、ゴルフ会員権(個別貸倒引当金)、未収利息償却(貸出金償却)です。  
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。  
 3. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

## リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	平成29年度		平成30年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	165,908	—	159,510
10%	—	12,350	—	10,804
20%	5,367	125,103	3,740	129,241
35%	—	57,378	—	59,078
50%	18,672	779	17,854	590
75%	—	47,613	—	46,235
100%	115	49,895	200	47,193
150%	—	246	—	209
200%	—	239	—	—
250%	—	513	—	680
その他	—	299	—	—
合計	24,155	460,329	21,794	453,543

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## 3.信用リスク削減手法に関する事項

### リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、取引先によっては、担保や保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っており、担保又は保証に過度に依存しない融資の取り上げ姿勢に徹することとしております。なお、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただくなど、適切な扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、不動産等、保証には、人的保証、信用協会保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱規定」等により、適切な事務の取扱い及び適正な評価を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱規定」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨を確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当しております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	平成29年度			平成30年度		
		適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		3,408	50,244	—	3,542	46,187	—

- (注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

# 自己資本の充実の状況等

## 4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫の派生商品取引は、有価証券投資の一環として購入した投資信託の裏付資産が該当します。投資信託については、有価証券にかかる投資方針の中に定めている投資枠内での取引に限定しています。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	1	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
①派生商品取引合計	74	—	74	—
(i)外国為替関連取引	54	—	54	—
(ii)金利関連取引	—	—	—	—
(iii)金関連取引	—	—	—	—
(iv)株式関連取引	19	—	19	—
(v)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	74	—	74	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

「リスクウェイトのみなし計算が通用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

## 5. 証券化エクスポージャーに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組替え、第三者に売却して流動化することをいいます。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。当金庫は、投資家としての証券化エクスポージャーを保有しております。

当該投資にかかるリスクについては、裏付資産の状況や適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてリスク統括委員会等において検討する体制となっております。

取引にあたっては、購入担当部門が当該商品の内容等の必要事項を確認し、当金庫が定める事務規程に基づき可否を決定しており、これらの部門が取得した当該商品の状況等の情報を統合的リスク管理部門において確認、検証する体制として適切な運用・管理を行っています。

### (2) 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法を採用しております。

### (3) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

### (4) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下のとおりです。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
  - ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
  - ・株式会社日本格付研究所(JCR)
  - ・S&Pグローバル・レーティング
- なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

### イ. オリジネーターの場合

該当ありません。

### ロ. 投資家の場合

#### ① 保有する証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳

##### a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	平成29年度		平成30年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	262	—	536	—
リース料債権及び貸付債権	262	—	536	—

## b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

## ②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

## a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	平成29年度		平成30年度		平成29年度		平成30年度	
	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引
50%~100%	262	—	536	—	5	—	13	—
合計	262	—	536	—	5	—	13	—

(注)所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

## b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

## ③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません。

## 6. 出資等エクスポージャーに関する事項

## (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式等については、時価評価やリスク計測により、非上場株式等については、財務諸表等に基づく評価による定期的なモニタリングの実施によりリスクの状況を把握し、必要に応じ協議・検討するなど、適切なリスク管理に努めております。

## (2) 会計方針

出資等に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

## イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	平成29年度		平成30年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	5,491	5,491	530	530
非 上 場 株 式 等	1,843	1,843	1,833	1,833
合 計	7,335	7,335	2,363	2,363

(注) 1. 「貸借対照表計上額」は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 投資信託の裏付資産のうち出資等に該当するものは、一括して「上場株式等」に含めて計上しております。  
3. その他の証券の裏付資産のうち出資等に該当するものは、一括して「非上場株式等」に含めて計上しております。

## ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
売 却 益	93	56
売 却 損	1	51
償 却	1	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

## ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
評 価 損 益	△128	△68

## ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

## 7. リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー		14,513
マニフェスト方式を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー		—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー		—

# 自己資本の充実の状況等

## 8.金利リスクに関する事項

### (1)リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、市場金利の変動が経営に与える影響の重大性を認識し、適切なリスクコントロールを図ることを基本方針としております。当金庫では、銀行勘定の取引における金利感応資産・負債を金利リスクの管理対象として、重要性を踏まえて金利リスクを計測しております。金利リスクの管理としては、 $\Delta$ EVE(金利変動に伴う経済価値の変化量)を算出しており、リスク統括部門が月次でリスク統括委員会及び常務理事会に報告しております。

$\Delta$ EVEについては、自己資本に対する比率に目標値を設定し管理することで、健全性の確保に努めております。

金利リスクの削減については、有価証券売却をはじめ資産・負債の残高や期間構成を変化させることで対応する方針としております。

### (2)金利リスクの算定手法の概要

#### ① $\Delta$ EVEについて

流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しており、金利改定の平均満期は1.403年、最長期間は5年となっております。

固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約については、考慮しておりません。

金利リスクの算出は、すべての通貨を対象としており、通貨ごとに算出された金利リスクの正の値のみを単純合算しております。

算定の前提となる割引金利にはスプレッド及びその変動は考慮しておりません。

内部のモデルは、使用しておりません。

前事業年度末の開示からの変動に関する説明については、開示初年度につき、記載はありません。

当期の重要性テスト(金利リスク( $\Delta$ EVEの最大値)/自己資本の額)の結果は、52.175%となっております。

#### ②その他の金利リスク計測について

銀行勘定の金利リスクについては、 $\Delta$ EVEのほか、VaRを計測しております。

VaRについては、預貸金、債券等の業務別に、信頼区間99%、観測期間5年の分散共分散法により計測しております。また、保有期間は、運用計画の更新時期などを考慮した期間を使用しています。

算定されたリスク量は、リスク資本配賦運営の枠組みの中で、自己資本に照らして許容可能な水準に収まるように管理しております。

また、自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検証しております。

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク		$\Delta$ EVE	
項番		平成29年度	平成30年度
1	上方パラレルシフト		7,640
2	下方パラレルシフト		—
3	スティープ化		6,294
4	フラット化		
5	短期金利上昇		
6	短期金利低下		
7	最大値		7,640
8	自己資本の額	平成29年度	平成30年度
			14,643

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正を受け、平成31年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

なお、昨年開示した旧基準による「金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」(平成29年度)は、3,655百万円です。この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係るパーセンタイル値であり、当期末の $\Delta$ EVEとは計測定義等が異なります。このため、両者の差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。

## 9.オペレーショナル・リスクに関する事項

### (1)リスク管理の方針及び手続きの概要

リスク管理の方針については、P.19に記載しております。

管理方針に基づき、確実にリスクを認識し、評価するとともに、リスクの状況に応じて対応方法を協議・検討することとしております。

### (2)オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法を採用しております。算定方法は、P.43「自己資本の充実度に関する事項」の注記に記載しております。